

立憲君主制のあり方～スペインと日本～

研究報告者 法学部教授 黒田清彦
ヨーロッパ研究センター月例研究会
1997年6月12日 L棟611号室

1. はじめに
2. スペイン議会君主制の成立
3. 国王の地位——天皇との違い
4. Juancarlismo
5. おわりに

1. はじめに

周知の如く、日本の現行憲法が施行されたのは公布の翌年の1947年で、1997年の今
年は施行50周年に当たる。これに対して、スペインの現行憲法は、来年1998年に公
布・施行20周年目を迎える。50周年と20周年の対比に何ら特別の意義がある訳では
ないけれども、両国ともにいわゆる立憲君主国ということで、スペイン人の学者の中
には、この際双方の制度を比較研究することに興味を覚える向きもあるようである。
そこで、野次馬根性のようではあるが、こちらも日本の側からスペインの制度を眺め
てみようと思い立った。ちなみに、昨年はElena王女の結婚、今年はCristina王女の
婚約・国王夫妻の珊瑚婚（35周年）と、スペイン王室を巡る話題が華やかな昨今では
ある。

2. スペイン議会君主制の成立

1975年にフランコ（Francisco Franco Bahamonde）総統が亡くなるまでの40数
年間、スペインには国王が存在しなかった。1931年に第2共和制が成立する直前、ア

ルフォンソ 13 世がローマへ亡命したからである。しかし、建前としては、実質的な憲法を構成していた七つの基本法(Leyes Fundamentales)の一つ、国家元首継承法(Ley de Sucesión en la Jefatura del Estado)によりスペインは王国であるとされていた(同法 1 条)。そこで、国家元首たるフランコは、将来国家元首が空席(フランコの辞任・死亡)となつたときにホアン・カルロス王子(アルフォンソ 13 世の孫、現国王)を元首継承者として王権を復活させる法案を 1969 年に国会へ提出したのである。その翌年にスペイン外務省給費生としてマドリー留学を始めた筆者は、この法案が国会で採決される模様を録画したヴィデオを RTVE (Radio-Televisión Española : スペイン国営放送) で見てもらったが、指名された議員が人々起立して賛否を答える方式もさることながら、あの独裁者フランコの前で堂々と “No!” と言う議員が何人もいたことに少なからず驚いたのを思い出す。もっとも、反対者は少数で、この法案は 94.6% という圧倒的多数で可決された。

こういうお膳立ての下、王子は、フランコ死亡の 2 日後(11 月 22 日)ホアン・カルロス I 世として即位、国会に対して国家元首の宣誓を行つたのである。この後、新憲法においてスペインの政体をどう規定すべきかが大いに議論された。当時の与党であった民主中道連合(Unión de Centro Democrático : UCD) は、議会君主制(Monarquía parlamentaria : 理論的厳密の観点から——狭義において——は区別すべきであるが、広義では Monarquía constitucional = 立憲君主制に含まれる)を主張したが、最近(1996 年 3 月)まで政権の座にあったスペイン社会主義労働者党(Partido Socialista Obrero Español : PSOE) は、当時野党第 1 党で、同党の伝統的主張である共和制を主張した。興味深いのは、当時野党第 2 党の地位を占めていたスペイン共産党(Partido Comunista de España : PCE) が、PSOE と異なり、当初から議会君主制を擁護したことである。その理由は、ホアン・カルロス国王のパーソナリティにあったと思われる。実は、フランコ死亡の直後まで、ホアン・カルロスを「フランコ一派の操り人形」とか「東の間の国王」と見る人々が多かった——フランコ体制の下で彼自身が意識的にそのような虚像を演じていたと今では考えられている——のであるが、即位後の国王の民主化に対する積極的な姿勢は目を見張るばかりであった。国内では、政治犯に対する恩赦や政党の自由化などに中心的な役割を果たし、対外的には、たとえば隣国でありながらフランコ体制の故に疎遠であったフランスを公式訪問して(スペインの国家元首としては 70 年振り)、スペインのヨーロッパ復帰の足場を築いたことに代表されるように、新生スペインをアピールするための精力的な王室外交は枚挙に暇がない(1976 年と 1977 年の 2 年間に 10 ヶ国以上を公式訪問)。PCE は、このような国王の姿勢をいち早く評価して、議会君主制賛成に回つたのである。当時のサンティアゴ・カリーリョ(Santiago Carrillo Solares)書記長は、次のように述べている。「もしスペインの具体的な状況の下で共和制問題をテーマにする

ならば、我々は破滅的冒険へと突っ走ることになるであろう。そしてそこでは、我々が共和制を獲得するのではなく、民主主義を失うことになるのは確実である。」と。もっとも、PSOE も、1977 年 7 月に開かれた新国会における国王の格調高い演説の後は国王支持に傾き、結局、議会君主制は 1978 年新憲法第 1 条第 3 項に規定されることになった。

3. 国王の地位——日本の天皇との違い

国王は、スペインの国家元首であり、国の統合と永続の象徴とされる（スペイン憲法 56 条 1 項）。この点、我が国の天皇の地位と似ているようであるが、国家元首という点では問題がある。スペイン語で *Jefe del Estado* というように、国家元首（あるいは単に元首）は国家の首長である（政府の首長たる *Jefe del Gobierno* と混同してはならない）。したがって、対外的に国家を代表するとともに、対内的な統治権限を有するのが普通で、共和制の国々では大統領とか国家首席と呼ばれる機関が一般に知られている。元首を誰にするかは各國の憲法で定められるのが普通で、明治憲法における天皇は、元首としての位置付けがなされていたけれども（明治憲法 4 条）、現行憲法ではそのような規定はない。そこで、日本の元首は誰であろうか、という疑問が生ずる。天皇だと主張する人々、内閣総理大臣だと解する説、いや日本には元首は存在しないという考え方など様々である。対内的な統治権限という点では天皇＝元首説には賛成し難い（天皇の機能はまったく形式的な国事行為に限られる：憲法 4 条 1 項）が、外国では、一般に天皇を日本の元首として扱っている（國賓としての格付けはもとより、スペインの新聞などで天皇を指す言葉として上記の言葉は何度も目にする）。外国へ派遣する大使などの外交使節への信任状に署名し、他方外国から赴任してくる外交使節を接受するのは、元首の役割であるから、これらの権能を有する（憲法 7 条 5 号・9 号）天皇を元首と見ることも一理あるとも言えよう。

いずれにせよ、スペインの国王は、我が国の天皇とは異なり、かなり広範な政治的権能を有する。たとえば、対的には、閣議の主宰（常時ではない）・法令の公布・軍隊の統帥など、対外的には、宣戰布告や講話条約の締結など、我が国の天皇の場合には考えられない数々の権能が与えられている（スペイン憲法 62 条、63 条）。もっとも、国王は単独でこのような行為を為すことができるのでなく、原則として、内閣総理大臣または主任の国務大臣の承認を得なければならず、その行為については、この承認の署名（*refrendo*：副署という）をなした者が責任を負うのであって、国王自身は不可侵にして無答責である（スペイン憲法 56 条 3 項）。この点、天皇の国事行為には内閣の助言と承認を必要とし、内閣が国事行為につき責任を負うとする我が国憲法第 3 条と類似する。ただ、スペイン国王の行為に対するこの副署承認に関しては、1981 年

に劇的な例外が起こった。それは、アントニオ・テヘーロ（Antonio Tejero）中佐率いる治安警備隊の国会（衆議院）占拠事件において国王のとった行動である。軍の統帥権を握る国王でも、その行動には内閣総理大臣なり国防大臣なり（あるいはその代理人）の副署承認が必要である。しかし、殆どすべての政府要人が衆議院で人質となつた状況では、それは不可能であった。そのため、国王は、自らの決断により、三軍の最高司令官として憲法秩序を守ることを軍当局をはじめ各機関に要請し、かつ、真夜中のテレビ放送を通じて、陸軍大将の制服を身につけた姿を国民の前に現わし、平静を呼びかけるとともに、民主主義を破る暴挙を糾弾して、場合によっては参謀長会議の決定に基づき軍事行動を以て対応する旨の決意を表明した。このいわゆる 23-F 事件（日本流に言えば 2・23 事件）は、クーデター未遂に終わったのであるが、国王の行動については、形式的違法を唱える者はなく、体制が正常を回復したとき、国会と政府そして国民は、こぞって大喝采の支持を与えたのである。

4. Juancarlismo

先に述べたように、ホアン・カルロス国王がフランコ後のスペイン民主化路線の常に中心的原動力として積極的な活動を展開してきたことは、広く知られている。国内における活躍のみならず、日本や中国を含めて 30 を超える国や国際機関(ILO 総会や欧州会議など)を訪問して行った民主主義擁護・啓発の精力的な活動を評価されて、受賞には至らなかったが 1980 年度ノーベル平和賞の候補に挙げられたこと、さらには、ヨーロッパの民主主義擁護に著しい貢献を果たした者を対象とするシャルルマニュ賞——過去の受賞者には、イギリスのチャーチル、ドイツのアデナウワーなど——を 1982 年に授与されたことは、特筆に値する。これらのことと想起するとき、国王の現代的な意味においてスマートなカリスマ性が Juancarlismo という言葉に象徴されている、と私には思われる。国王即位後間もなく使われ始めたこの言葉は、議会君主制には反対だがホワン・カルロス国王ならば支持できると考えた当時の PSOE の立場からすれば、「ホワン・カルロス（体）制」と訳すことができるし、ホワン・カルロス国王なくしてスペインなしという国民の熱烈な敬愛と支持の立場からすれば、「ホワン・カルロス教」とも訳せよう。いずれにせよ、この言葉は、23-F 事件によって、さらに深くスペイン国民の間に定着したのではないだろうか。この事件の前であったか後であったか忘れたが、日本を訪ねた PCE の国会議員が、あるパーティで日本共産党の議員に対し、「あなた方は天皇がおことばを述べられる開会式には出席しないそうですが、スペインの共産党は国王と大変仲良くやっています。日本の共産党も天皇と仲良くすればいいのに」と言ったという話が、日本の新聞に載っていたのを思い出す。

国王は元首であり、元首と言えば国の顔であるから、通常の切手や貨幣に玉顔を拝

することができる（この点は日本以外の他の君主国でも同様）のはもちろん、毎夜国営テレビの放映終了時に、国旗のみならず王家御家族全員（国王・王妃・皇太子・2王女）の写真が一人々々ズームアップされる。また、毎年クリスマス前夜に年末教書とでも言うべき国王の国民に対するメッセージがラジオ・テレビを通じて全国に流される。さらには、このような国王の声がレコード化され市販さえされている。いざれも、大多数の国民の敬愛と支持がなければ行われ得ないことであろう。

ホアン・カルロス国王が国民から慕われる今一つの要因として、進んで大衆の中に入っていく庶民性も指摘したい。内外のヨットマンとの交流は知られているところであるし、私事で恐縮ながら、NHKの取材のお手伝いで宮殿をお訪ねしたときなど、日本の独楽回しを教えてくれと頼まれ一緒に遊んだこともある。ある日本レストラン（居酒屋）に革ジャン姿でバイクを乗り付けた（国王はバイク好き、時々お忍びで外出なさるとか）という類の話も耳にした。祖父のアルフォンソ13世にも似たような逸話が多数残っているところを見ると、これは隔世遺伝であろうか。筆者の個人的・直接的見聞以外について真偽の程は必ずしも定かでないが、このような話題が取り上げられること自体、国王の庶民性や国民の国王に対する親近感を物語るものであり、この点でも「ホアン・カルロス教」むべなるかなと思う次第である。

5. おわりに

一方は第二次世界大戦敗戦後の混乱を避けるための、他方はフランコ後の国民的統一を維持するための、各々歴史的役割を担わされた点で共通することは興味深いが、日本の天皇と比較した場合、スペインの国王は、その権能が広く認められていることはもとより、国民の間における受け止め方の面でも強いインパクトを感じさせる。スペイン王室と関係の深い王室を擁するイギリス（現国王の祖母は英王室出身）では、マスコミが「王室の働きが足りない」と批判したり、あるいは国民の間で君主制廃止の声も上がっているとも聞く。この点、スペイン王室の存在意義は高く評価されており、近い将来廃止されることを考えられない。本報告は制度の是非に触れるものではないが、我が国の天皇制を考える際の参考になれば幸いである。

以上